

平成 28 年 8 月 26 日

お客様各位

クローバー・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 多根 幹雄

らくちんファンド指定投資信託証券 追加のご案内

晩夏のみぎり、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび弊社におきましては、2016 年 8 月 29 日（月）より、らくちんファンドの指定投資信託証券を追加いたしますのでご案内申し上げます。

今回、追加となった「ひふみ投信」は、日本の優良企業を厳選して長期に投資、弊社の浪花おふくろファンド、コドモファンドでもすでに長期に安定的なパフォーマンスを提供してくれています。

弊社では、組み入れファンドの選定にあたり、「我々が投資判断できる環境が確保できていること」を重要視しています。

運用会社のレオスキャピタル・ワークス（株）に関しましては、以前より、藤野社長との定期的な面談実績があり、優秀な実績についても弊社の他ファンドで確認済みです。

費用等の詳細については、次ページをご参照ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社業務管理部までお問い合わせください。
今後とも、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございますので、なにとぞご愛顧、ご支援のほどよろしく願いいたします。

以上

クローバー・アセットマネジメント株式会社
業務管理部
TEL:03-6262-3923
通話料無料ダイヤル：0800-5000-968
(受付時間：平日 9 時～17 時)
Email:gyoumu@clover-am.co.jp

種類・項目	ひふみ投信
運用の基本方針	
基本方針	<p>受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。</p>
投資対象 及び 投資制限	<p>国内外の金融商品取引所上場株式及び店頭登録株式（上場予定及び店頭登録予定を含みます。）に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>また投資制限は以下の通りです。</p> <p>① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤ 先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。</p> <p>⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないます。</p> <p>⑦ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、約款第22条の範囲で行ないます。</p>
投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資します。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>「ひふみ投信」の運用にあたっては、短期的な成績向上を狙うような投資は行ないません。</p> <p>なお、運用成果について目標とするベンチマークは設定しません。</p>
収益分配時期 及び方法	<p>年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>② 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。但し、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。</p> <p>③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 1.0584%（税抜 0.980%）
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

<p>その他の費用</p>	<p>① 一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払われます。</p> <p>② ファンドに係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率 0.0054%（税抜 0.005%））を乗じて計算し、毎計算期末又は信託終了のときに、ファンドから支弁します。</p> <p>なお、上限を年間 54 万円（税抜 50 万円）とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。</p>
<p>その他</p>	
<p>委託会社</p>	<p>レオス・キャピタルワークス株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 1151 号 一般社団法人 投資信託協会加入／一般社団法人 日本証券顧問業協会加入</p>
<p>受託会社</p>	<p>三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 649 号</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年 9 月 30 日（休業日の場合は翌営業日）</p>